

— 派遣労働者に対する支援「派遣労働者セミナー」の開催 —

千葉県内においても、派遣労働という働き方が拡大しており、派遣労働者の就業条件の確保を確実なものとしていくためには、労働者にも労働者派遣法及びその制度を理解してもらうことが重要となっています。また、派遣労働者の中には、やむを得ず短期派遣労働に従事しながら、正社員としての就職等を希望する者も多数存在しております。

このため、千葉労働局（局長 千葉秀木）では、「派遣労働者セミナー」を開催し「労働者派遣制度」「労働基準関係法令」等について説明を行うとともに、法・制度に関する相談とハローワーク職員による職業相談、職業紹介等の就職支援を実施します。

記

【日時・会場】

- 平成20年11月 7日（金）13：30～ ハローワーク千葉南
- 平成20年11月21日（金）13：30～ ハローワーク松戸
- 平成20年11月26日（水）13：30～ ハローワーク船橋（第一庁舎）
- 平成20年12月 3日（水）13：30～ ハローワーク千葉

【定員】（各会場共通）

30名程度

【内容】（各会場共通）

- セミナー
  - ・ 労働者派遣制度のポイント
  - ・ 労働基準関係法令のポイント
  - ・ 管内の労働市場及び就職支援
- 個別相談（相談コーナーを設置）

◎ 千葉県内における派遣労働者について（平成18年度事業報告）

- 派遣労働者数 . . . 84,647人（前年度比21.0%増）
  - ・ 常用雇用労働者 . . . 19,916人（前年度比 8.3%増）
  - ・ 登録者 . . . 64,731人（ " 25.5%増）